

正副議長記者会見について

1 定例会の総括について

- 今期定例会は11月26日から本日12月18日までの23日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計38件を可決した。
- 議員提出議案は、「堺市議会会議規則の一部を改正する規則」を可決し、決議・意見書は「住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書」等計6件を可決した。
- 委員会提出議案は、「不出頭等に対する告発について」等4件を可決した。

【令和2年度堺市一般会計補正予算（第10号、第11号）】

- 本件は、
 - ・ひとり親世帯臨時特別給付金の対象世帯に対する、市独自の上乘せ給付等、また、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給
 - ・児童福祉施設職員等や、放課後児童対策等事業に従事している指導員に対する慰労金の給付、保険薬局勤務の薬剤師への応援金の支給
 - ・市内中小企業が民間求人サイト等に求人広告を掲載するために必要な費用の補助
 - ・ワクチンが実用化された際に速やかに接種事業を実施できる接種体制の整備など、新型コロナウイルス感染症関連の内容が含まれている。
- 本会議において、議員からは、「今後ともコロナ禍において、さらに厳しい状況が予想されるが、柔軟な対応を求める。また、国の第3次補正予算、追加経済対策の確定後は、すみやかに本市の事業へ反映できるよう、直ちに準備すべき」との考えが示された。
- 本件は、12月18日の本会議において可決された。

【堺市立学校設置条例の一部を改正する条例】

- 本条例は、幼児教育の推進体制の充実に向けて、公立の教育・保育施設の研究実践機能の強化を図るため、研究実践園として選定した4園（三国丘、白鷺、津久野、みはら大地幼稚園）を除く公立幼稚園を廃止するために改正を行うもの。
- 本条例は、本会議や、12月11日の文教委員会において委員間討議も行い、議論を重ね、12月18日の本会議において可決した。
- また、本条例を文教委員会で可決した際、本条例に対する付帯決議として、
 - ① 本条例の目的であるところの幼児教育の推進体制の充実に向けた公立の教育・保育施設の研究実践機能の強化を図ることに鑑みると、憲法に規定される教育を受ける権利からも、私立幼稚園や認定こども園の活用を行うことのほかに、特に配慮を必要とする子ども達への就学前児童教育の充実について、必要な事項を洗い出し、条例施行後速やかに施策を補完すること。
 - ② 堺市幼児教育基本方針（令和2年改定版）に規定する、教育・保育施設に対する体系的な研修や助言・相談業務、研究実践の推進とその成果の発信、家庭教育や子育ての支援を含め幼児教育に関する情報提供などを中核的に行う幼児教育センター機能の構築を速やかに実現すること。

- ③ 堺市幼児教育基本方針（令和2年改定版）に規定する、公立の教育・保育施設における研究実践機能の強化として、市内すべての教育・保育施設との具体的な連携のもと、質の高い幼児教育を推進し取組を広げていくため、公立の幼児教育・保育施設においては、幼稚園教育要領等に基づくスタンダードな教育を着実に実施するとともに、配慮を必要とする幼児への支援のあり方等、本市全体の幼児教育の課題やニーズを踏まえた実践的な研究やモデルとしての先導的な取組を速やかに実施すること。
- を求める内容の決議が賛成多数で可決された。

【堺市土砂埋立て等の規制に関する条例】

- 本条例は、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化及び土砂埋め立て等による災害の防止を図ることで、生活環境を保全することを目的に制定するもの。
- 本会議において、議員から、「土砂埋立てによって環境破壊が起き、市民に影響が出てからでは取り返しがつかない。保証金制度は他市でも条例施行後に追加されている。条例の規制内容は非常にバランスの取れた良好なものであると認識しているからこそ、本条例の内容遵守をどのように担保していくのか、保証していくのか議論が引き続き必要である」との考えが示された。
- 本条例は、12月10日の産業環境委員会の審議を経て、12月18日の本会議において、可決された。

【不出頭等に対する告発について】

- 本件は、堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項について調査を行うため、本市議会に設置されている、竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会から、12月15日に委員会提出議案として提出されたもの。
- 本議案は、正当な理由がなく議会に出頭しなかった、記録の提出がなされなかった、また、証人尋問において証言を拒んだことにより、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏、渡井理恵氏の4名を、地方自治法第100条第9項の規定により告発するもの。
- 本件は、12月18日の本会議において可決された。
- 本件は、来週中（12月25日まで）には大阪地方検察庁へ告発書を提出する予定。

【全会一致の決議・意見書について】

- 今期定例会で可決した決議・意見書は6件である。
- このうち、全会一致で可決された決議・意見書は以下の5件である。

「住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書」

「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」

「犯罪被害者支援の充実を求める意見書」

「30人学級の実現を求める意見書」

「多子世帯の保育料無償化の延期について措置を求める決議」

2 議員研修会を終えて

- 10月2日に開催をした議員研修会は、堺市議会基本条例第18条の規定に基づき、議員の政策形成及び政策立案の能力向上を図ることを目的として、全議員48人参加のもと、開催したものです。
- 当日は、「オンライン会議と議会制度」をテーマに、講師として全国市議会議長会 企画議事部 副部長 本橋 謙治(もとはし けんじ)氏をお招きし、オンライン会議の制度構築における現状・課題、各自治体の先進事例等について、非常に造詣の深い貴重なご講演をいただきました。
- 本市議会としては、今回の研修会で得た知見を十分に活かし、今後のオンライン会議を運用する際等に役立ててまいりたいと考えています。

3 議会報告会を終えて

- 11月22日に開催をした議会報告会は、市民の皆さまに議会への関心を高めていただくとともに、市民の皆様からのご意見を直接お伺いし、これからの議会活動に反映させることを目的として、堺市議会基本条例にもとづき毎年開催している。
- 10回目の開催となる本年は、市内在住・在勤の、今回は特にコロナ禍において、現場でご尽力をいただいている、主に医療・介護・福祉関係事業に従事している方など、42名の方にご参加いただきました。
- 第1部では、参加者の皆様に本会議場の議員席に座っていただいて、今般の新型コロナウイルス感染症対策に関する議会での議論を中心に、議員からご報告した。
- また、第2部では、委員会室等に設置した12のテーブルに分かれて、参加者の皆様と議員が、「with コロナの医療・介護・福祉職場について」をテーマに、活発な意見交換を行った。
- 特に、意見交換では、参加者の皆様から『医療・福祉・介護の各施設における人員や物資の不足の状況』『経営状況が非常に悪化していること』『行政に対して要望したい内容』など、各事業に従事されておられる方々の現場の声を、たくさんお聴かせいただきました。
- これらの貴重なご意見をもとに、今期定例会においても、大綱質疑や委員会質疑の中で各議員から市当局に対してさまざま質問や要望を行ったが、今後の市政に反映させるべく、議会において、さらに議論を重ねてまいる所存である。
- 議会報告会については、より開かれた議会として有用なシステムであると考えてるので、今後も工夫をしながら、その時々々の様々な事象に応じて開催してまいりたいと考えています。

4 記者からの質問に答えて

- Q かつての市長である竹山修身氏を今日(12月18日)、議長名で刑事告発に至ったことについて、受止めを聞かせてほしい。
- A 議長を拝命する前は百条委員会のメンバーとして参加していた。1年半、今まで経過しているが、竹山修身氏・阪本圭氏におかれては、一度はお越しいただいて、様々な質問にお答えを頂戴したが、その後に市民に対して説明責任を果たしていこうという姿勢が見られていないように、委員外ではあるが感じている。提出を求められた書類等に対しても出していない。また、1回目の証人尋問での疑惑というか、聞きたかったこと、行違っていることについてもお答えいただけないので再度の出頭を求めたところ、お越し頂けない。このようなことから今回は告発をせざるを得ないという状況に至ったと考えている。

Q 先ほどの説明の中で、来週中（12月25日まで）にという話だったが、告発状の出し先は堺支部か、本庁か。

A 福島にある大阪地方検察庁である。

Q 出したときは議会事務局からアナウンスをもらえるのか。

A 事務局から積極的に公表するという事はない。来週中（12月25日まで）にということになっているので、事務的なことが整い次第、提出になるかと思う。

Q 提出先を大阪地検の本庁の方にされた理由、府警という選択肢もなくはなかったと思うがその理由があれば教えてほしい。

A 大阪地方検察庁特別捜査部と府警本部とは連携を取っていただいております、両者でのご相談のもとに、大阪地方検察庁の方に提出という決定をみたものである。

Q お願いベースであるが、提出したということは非常に大きな、重たいことであるので、ぜひ積極的に広報いただけたらありがたい。

A もちろんそう考えている。

Q 百条委員会で実態解明を求めて開催してきたが、伝家の宝刀といわれる中で、見ている限りはなかなか進展が難しかったのではないかと感じているところもあるが、百条の限界だとか、こうあるべきであるというところ、百条委員会の制度自体について何か受止めだとかがあれば教えていただきたい。

A 百条委員会については、途中から違った立場になっているので、一から十まですべては存じていないが、一定、市民に対して、証人尋問にご本人が出てきたこと、そしてその内容をある程度公表させていただいたこと、捜査権がある警察と違って一定のところでは限界があるので、できる範囲の中で最大限に百条委員会としては取り組んだというふうに考えており、あとは告発をしてその後の流れに期待するところはある。